

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第56号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表94の項中「4,000円」を「4,300円（電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法により当該発給の申請をする場合には、3,900円）」に、「2,000円」を「2,300円（電子情報処理組織を使用する方法により当該発給の申請をする場合には、1,900円）」に改め、同表172の項及び173の項を次のように改める。

172	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行の申請に対する審査	輸出証明書発行申請手数料		1件につき	870円	
173	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査	適合施設認定申請手数料	現地調査を行う場合	1件につき	2万900円	
			現地調査を行わない場合	1件につき	1万400円	

別表200の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「6,700円」を「2万1,500円」に改め、同表201の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同表202の項中「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改め、同表315の項を次のように改める。

315	削除					
-----	----	--	--	--	--	--

別表424の項及び424の2の項を次のように改める。

424	宅地造成及び特	宅地造成又	盛土又は切土をする土	1件に	1万6,000円	
-----	---------	-------	------------	-----	----------	--

定盛土等規制法 (昭和36年法律 第191号) 第12条 第1項又は第30 条第1項の規定 に基づく宅地造 成又は特定盛土 等に関する工事 の許可の申請に 対する審査	は特定盛土 等工事許可 申請手数料	地の面積が500平方メー トル以内のもの	つき	
		盛土又は切土をする土 地の面積が500平方メー トルを超え、1,000平方 メートル以内のもの	1件に つき	2万8,000円
		盛土又は切土をする土 地の面積が1,000平方メ ートルを超え、2,000平 方メートル以内のもの	1件に つき	4万円
		盛土又は切土をする土 地の面積が2,000平方メ ートルを超え、3,000平 方メートル以内のもの	1件に つき	5万9,000円
		盛土又は切土をする土 地の面積が3,000平方メ ートルを超え、5,000平 方メートル以内のもの	1件に つき	6万8,000円
		盛土又は切土をする土 地の面積が5,000平方メ ートルを超え、1万平 方メートル以内のもの	1件に つき	9万3,000円
		盛土又は切土をする土 地の面積が1万平方メ ートルを超え、2万平 方メートル以内のもの	1件に つき	14万8,000円
		盛土又は切土をする土 地の面積が2万平方メ ートルを超え、4万平 方メートル以内のもの	1件に つき	22万9,000円
		盛土又は切土をする土 地の面積が4万平方メ ートルを超え、7万平 方メートル以内のもの	1件に つき	35万9,000円
		盛土又は切土をする土 地の面積が7万平方メ	1件に つき	50万8,000円

			メートルを超え、10万平方メートル以内のもの		
			盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	1件につき	65万7,000円
424 の2	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等工事計画変更許可申請手数料		1件につき	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が65万7,000円を超えるときは、65万7,000円とする。 (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更 (2)のみに該当する場合を除く。)にあっては、変更前の盛土又は切土をする土地(2)に規定する変更がない場合であって、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の盛

				<p>土又は切土をする土地)の前項区分の欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 盛土又は切土をする新たな土地を生ずる宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更にあつては、当該盛土又は切土をする新たな土地の前項区分の欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額</p> <p>(3) その他の変更にあつては、1万円</p>	
--	--	--	--	---	--

別表中424の13の項を424の17の項とし、424の12の項を424の16の項とし、424の11の項を424の15の項とし、同表424の10の項中「424の12の項」を「424の16の項」に改め、同項を同表424の14の項とし、同表中424の9の項を424の13の項とし、同表424の8の項中「424の13の項」を「424の17の項」に改め、同項を同表424の12の項とし、同表中424の7の項を424の11の項とし、424の3の項から424の6の項までを4項ずつ繰り下げ、同表424の2の項の次に次のように加える。

424 の3	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積 工事許可申 請手数料	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき	1万1,000円
			土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万4,000円
			土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万6,000円
			土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき	2万円
			土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	2万9,000円
			土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	3万2,000円
			土石の堆積をする土地の面積が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	1件につき	3万9,000円
			土石の堆積をする土地の面積が2万平方メートルを超え、4万平方メートル以内のもの	1件につき	5万4,000円

			土石の堆積をする土地の面積が4万平方メートルを超え、7万平方メートル以内のもの	1件につき	7万4,000円
			土石の堆積をする土地の面積が7万平方メートルを超え、10万平方メートル以内のもの	1件につき	11万1,000円
			土石の堆積をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	1件につき	13万6,000円
424 の4	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	土石の堆積工事計画変更許可申請手数料		1件につき	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が13万6,000円を超えるときは、13万6,000円とする。 (1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更(2)のみに該当する場合を除く。)にあっては、変更前の土石の堆積をする土地(2)に規定する変更がない場合であって、土石の堆積をする土地の面積

の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の土石の堆積をする土地)の前項区分の欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額に10分の1を乗じて得た額

(2) 土石の堆積をする新たな土地を生ずる土石の堆積に関する工事の設計の変更にあっては、当該土石の堆積をする新たな土地の前項区分の欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額

(3) その他の

					変更にあつては、1万円	
424 の5	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートル以内のもの	1件につき	3,000円	
			盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき	4,000円	
			盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	1件につき	6,000円	
			盛土又は切土をする土地の面積が2万平方メートルを超え、4万平方メートル以内のもの	1件につき	1万2,000円	
			盛土又は切土をする土地の面積が4万平方メートルを超え、7万平方メートル以内のもの	1件につき	2万4,000円	
			盛土又は切土をする土地の面積が7万平方メートルを超え、10万平方メートル以内のもの	1件につき	4万3,000円	
			盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	1件につき	6万2,000円	
			424 の6	宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この項において「改正法」という。）附	宅地造成工事計画変更許可申請手数料	
切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	2万1,000円				



則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	3万1,000円
切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	4万7,000円
切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	6万7,000円
切土又は盛土をする土地の面積が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	1件につき	11万円
切土又は盛土をする土地の面積が2万平方メートルを超え、4万平方メートル以内のもの	1件につき	17万円
切土又は盛土をする土地の面積が4万平方メートルを超え、7万平方メートル以内のもの	1件につき	25万円
切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え、10万平方メートル以内のもの	1件につき	34万円
切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	1件につき	42万円

るときは、42万円とする。  
 (1) 宅地造成に関する工事の設計の変更  
 (2)のみに該当する場合を除く。)にあっては、変更前の切土又は盛土をする土地  
 (2)に規定する変更がない場合であって、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合

にあつては、縮小後の切土又は盛土をする土地)の区分の欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額に10分の1を乗じて得た額

(2) 切土又は盛土をする新たな土地を生ずる宅地造成に関する工事の設計の変更にあつては、当

						該切土 又は盛 土をす る新た な土地 の区分 の欄に 掲げる 面積の 区分に 応じ、 それぞ れ金額 の欄に 掲げる 額 (3) その 他の変 更にあ っ て は、1 万円
--	--	--	--	--	--	--

別表489の項中「1,550円」を「1,650円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円）」を「750円）」に、「4,100円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）」を「3,900円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「技能試験」という。）」に、「6,600円」を「6,900円」に、

「

道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,750円
---	-------	--------

「

道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,900円
---	-------	--------

を

に、「2,550円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）」を「2,500円（技能試験）」

「

道路交通法第97条	1件に	1,750円
-----------	-----	--------

に、「3,350円」を「3,300円」に、

の2第1項第2号 に該当して同項の 規定の適用を受け る場合	つき	
---	----	--

を

」

「

道路交通法第97条 の2第1項第2号 に該当して同項の 規定の適用を受け る場合	1件に つき	1,850円
--	-----------	--------

に、「2,600円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げ

」

る事項について行う試験」を「2,800円（技能試験）に、「4,050円」を「4,550円」に、「1,500円」を「1,600円」に、「1,700円」を「1,800円」に、「4,800円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）を「4,500円（技能試験）に、「7,650円」を「7,450円」に、「2,900円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）を「2,950円（技能試験）に、「4,350円」を「4,700円」に改め、同表489の2の項中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に、「3,750円」を「3,850円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同表490の項中「1,400円」を「1,350円」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同表491の項中「第92条第1項の」を「第92条第1項又は第95条の2第11項の」に、

「

第一種運 転免許又 は第二種 運転免許 に係る免 許証	道路交通法施行令 第33条の6の2第 6号に掲げるやむ を得ない理由のた め免許証の更新を 受けることができ なかった者であっ て、道路交通法第 97条の2第1項第 3号に該当して同 項の規定の適用を 受けたものに対す る交付	1件に つき	1,700円（道路 交通法第92条 第1項後段の 規定により、 一の種類の免 許に係る免許 証に他の種類 の免許に係る 事項を記載し てその種類の 免許に係る免 許証の交付に 代える場合に あっては、 1,700円に当該
--	---	-----------	--

			他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)
	その他の者に対する交付	1件につき	2,050円（道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)

を

第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	道路交通法第92条第1項の規定による交付を受ける場合	道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証	1件につき	2,100円（日と同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者（以下この項及び492の
------------------------	----------------------------	---------------------------------------	-------	---

	等の更新を受けることができなかつた者であつて、道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(492の2の項において「特定試験免除者」という。)に対する交付		2の項において「複数免許取得者」という。)に対する交付にあつては、1,900円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
	その他の者に対する交付	1件につき	2,350円(複数免許取得者に対する交付にあつては、2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
	道路交通法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合	1件につき	2,550円

に、「1,150円」を「1,100円」に改め、

」

同表492の項中「2,250円」を「2,600円」に、「1,150円」を「1,050円」に改め、同表492の4の項中「3,550

円」を「3,650円」に改め、同項を同表492の5の項とし、同表492の3の項を同表492の4の項とし、同表492の2の項中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同項を同表492の3の項とし、同表492の項の次に次のように加える。

492 の 2	道路交通法 第95条の2 第3項の規 定に基づく 特定免許情 報の記録又 は同法第95 条の3の規 定により読 み替えて適 用する同法 第92条第2 項の規定若 しくは同法 第106条の4 第2項の規 定に基づく 免許情報記 録の書換え (同法第112 条第1項第 4号の2の 政令で定め る者に係る ものを除 く。)	特定免許情報 記録手数料	道路交 通法第95条 の2第3 項の規定 による特 定免許情 報の記録	道路交 通法第 95条の 2第6 項の規 定によ る申出 をする 場合	特定試験 免除者に 係る記録	1件に つき	1,350円(複数 免許取得者に 係る記録にあ っては、1,150 円に、与える 免許1種類ご とに200円を加 えた額)	
					その他の 者に係る 記録	1件に つき	1,550円(複数 免許取得者に 係る記録にあ っては、1,350 円に、与える 免許1種類ご とに200円を加 えた額)	
				道路交 通法第101条 の4の2第2項の 規定による申出 (以下この項及び 498の項において 「更新時不交付申 出」という。)をす る場合		1件に つき	800円	
			道路交 通法第95条 の2第6項の規定 による申出及び更 新時不交付申出の いずれをもしない 場合		1件に つき	1,500円(道路 交通法第92条 第1項、第95 条の2第11項 若しくは第101 条の4の2第 1項の規定に よる免許証 (仮運転免許		

						に係るものを除く。)の交付又は同法第94条第2項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円)
			道路交通法第95条の3の規定により読み替えて適用する同法第92条第2項の規定	免許証(仮運転免許に係るものを除く。)及び道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者に係る書換えの場合	1件につき	100円
			又は同法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え	道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る書換えの場合	1件につき	1,550円(複数免許取得者に係る書換えにあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)

別表494の項中「2万3,400円」を「2万3,750円」に、「1万9,500円」を「1万9,800円」に、「1万4,700円」を「1万4,450円」に、「2万1,500円」を「2万2,200円」に改め、同表496の項中「1万4,550円」を「1万5,100円」に、「1万1,850円」を「1万2,000円」に、「9,650円」を「9,950円」に、「1万2,450円」を「1万2,850円」に改め、同表497の項中「1,900円」を「2,050円」に、「4,400円」を「5,050円」に、「1,750円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,750円」に、「1,650円」を「1,800円」に、「3,100円」を「3,550円」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、同表498の項中「基づく運転免許証」を「基づく運転免許証等」に、



免許証更新手数料	運転免許証の更新（道路交通法第101条の2の2第1項の規定により運転免許証の更新の申請をする場合を除く。）	1件につき	2,500円
	運転免許証の更新（道路交通法第101条の2の2第1項の規定により運転免許証の更新の申請をする場合）	1件につき	2,550円

を

免許証等更新手数料	免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	道路交通法第101条の2の2第1項の規定による経路地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この項において「経路申請」という。）をする場合	1件につき	2,750円
		更新時不交付申出をする場合（経路申請をする場合を除く。）	1件につき	1,300円
		経路申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	1件につき	2,850円
	免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受け	経路申請をする場合であって、道路交通法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下この項及び次項において「経路地書換申出」という。）	1件につき	1,000円

に改め、同表498の2の項

	る場合を除く。)	をするとき		
		経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき	1件につき	1,950円
	免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新	経由申請をしない場合	1件につき	2,100円
		経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき	1件につき	2,500円
		経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき	1件につき	2,850円
		経由申請をしない場合	1件につき	2,950円

」

「

	1件につき	550円
--	-------	------

中「運転免許証」を「運転免許証等」に、

」

「

経由地書換申出をする場合	1件につき	1,700円
経由地書換申出をしない場合	1件につき	750円

を

に改め、同表498の3の項中「第104条

」

の4第6項（同法第105条第2項において準用する場合を含む。）を「第105条の2第2項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同表498の4の項中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同項の次に次のように加える。

498の5	道路交通法第105条の2第4項の規	運転経歴情報記録手数料		1件につき	900円（道路交通法第105条の2第2項の規	
-------	-------------------	-------------	--	-------	------------------------	--

定に基づく 運転経歴情 報の記録			定による運転 経歴証明書の 交付又は道路 交通法施行規 則第30条の11 第1項の規定 による運転経 歴証明書の再 交付と同時に 記録を受ける 場合にあつて は、100円)	
------------------------	--	--	---	--

別表499の項中「2,350円」を「2,250円」に改め、同表500の項中

750円	850円
2,350円	2,400円

を

に、「4,450円」を「4,650円」に、「3,500円」を「3,800円」に、「2,800円」を「3,050円」に、「4,150円」を「4,300円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「1,500円」を「1,750円」に、「3,100円」を「3,200円」に、「1,400円」を「1,850円」に、

円」に、「1,400円」を「1,850円」に、

750円	900円
2,150円	2,300円

を

に、「2,050円」を「2,150円」に、「2,700円」を「2,850円」に、「2,550円」を「2,700円」に、「2,450円」を「2,550円」に、

円」に、「2,700円」を「2,850円」に、「2,550円」を「2,700円」に、「2,450円」を「2,550円」に、

1件につき	500円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と講習を受ける
-------	---

1 件につき	500円
--------	------

を

者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この項において「オンライン講習」という。）にあつては、200円）

に、

1 件につき	800円
--------	------

を

1 件につき	800円（オンライン講習にあつては、200円）
--------	-------------------------

に、

違反運転者等講習	道路交通法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等（以下この項において「違反運転者等」という。）のうち特定基	1 件につき	1,400円
----------	--	--------	--------

違反運転者等講習	1 件につき	1,350円（国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、800円）
----------	--------	--

を

準不該当者（国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下この項において同じ。）でないものに対する講習		
違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	1 件につき	800円（オンライン講習にあっては、200円）

に、「6,450円」を「6,600円」に、「2,900円」を「2,950円」に、

道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる違反者講習	1 件につき	1万2,500円（講習が道路交通法施行令第43条第1項の表講習手数料の項に規定する道路交通
------------------------------	--------	---

		法第108条の2 第1項第13号 に掲げる講習 であって国家 公安委員会規 則で定めるも のである場合 にあつては、 9,050円)
--	--	--

を

」

「

道路交通 法第108条 の2第1 項第13号 に掲げる 違反者講 習	自動車等（これに 準ずるものとして 国家公安委員会規 則で定める装置を 含む。）を使用する 指導（以下この項 において「実車等 指導」という。）を 含む講習	1件に つき	1万2,900円
	実車等指導を含ま ない講習	1件に つき	9,350円

に、「2,250円」を「2,600円」に、

」

「

道路交通法第108条の2第1項 第15号に掲げる特定小型原動 機付自転車運転者講習又は同 項第16号に掲げる自転車運 転者講習	講習1 時間に つき	2,000円
---	------------------	--------

を

」

「

道路交通法第108条の2第1項 第15号に掲げる特定小型原動 機付自転車運転者講習	講習1 時間に つき	2,100円
道路交通法第108条の2第1項 第16号に掲げる自転車運転者	講習1 時間に	2,050円

に改め、同表501の項中「900円」を

講習	つき	
----	----	--

」

「1,000円」に改め、同表中503の項から504の項までを削り、505の項を503の項とし、同表（注）6中「2万3,400円」を「2万3,750円」に、「1万9,500円」を「1万9,800円」に、「1万4,700円」を「1万4,450円」に、「2万1,500円」を「2万2,200円」に、「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に、「6,700円」を「6,350円」に、「6,100円」を「6,250円」に、「2,100円」を「1,900円」に、「7,400円」を「7,750円」に、

2,350円
1,900円

を

2,600円
1,850円

に、「2,650円」を「2,550円」に、「2,050円」を「2,000円」

」

」

に、

2,550円
3,700円
2,550円

を

2,400円
3,750円
2,600円

に、「ついては2,350円」を「ついては2,950円」に、

」

」

「1,100円」を「1,350円」に、「500円を」を「550円を」に、「300円」を「350円」に改め、同表（注）7中「1万4,550円」を「1万5,100円」に、「1万1,850円」を「1万2,000円」に、「9,650円」を「9,950円」に、「1万2,450円」を「1万2,850円」に、「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」

に、

1,250円
4,250円

を

1,200円
4,450円

に、「2,050円」を「2,100円」に、

1,350円
1,300円

」

」

」

を

1,350円
1,350円

に、「1,500円」を「1,550円」に、「2,550円」を「2,600円」に、「2,400円」を

」

「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「2,850円」を「2,950円」に、「150円を、普通自動車免許」を「200円を、普通自動車免許」に、「150円を減ずる」を「50円を減ずる」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5項の規定 公布の日

- (2) 別表200の項から202の項までの改正規定及び附則第3項の規定 令和7年3月1日
- (3) 別表94の項、489の項から492の項まで及び492の4の項の改正規定、同項を同表492の5の項とし、同表492の3の項を同表492の4の項とする改正規定、同表492の2の項の改正規定、同項を同表492の3の項とし、同表492の項の次に492の2の項を加える改正規定、同表494の項及び496の項から498の4の項までの改正規定、同項の次に498の5の項を加える改正規定、同表499の項から501の項までの改正規定並びに同表（注）6及び7の改正規定並びに次項の規定 令和7年3月24日
- (4) 別表172の項、173の項及び315の項の改正規定 令和7年4月1日
- (5) 別表中503の項から504の項までを削り、505の項を503の項とする改正規定及び附則第4項の規定 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）の施行の日
- (6) 別表424の項及び424の2の項の改正規定、同表中424の13の項を424の17の項とし、424の12の項を424の16の項とし、424の11の項を424の15の項とする改正規定、同表424の10の項の改正規定、同項を同表424の14の項とし、同表中424の9の項を424の13の項とする改正規定、同表424の8の項の改正規定並びに同項を同表424の12の項とし、同表中424の7の項を424の11の項とし、424の3の項から424の6の項までを4項ずつ繰り下げ、同表424の2の項の次に424の3の項から424の6の項までを加える改正規定 令和7年5月26日

（経過措置）

- 2 前項第3号に掲げる規定の施行の日前に申請を受け付けた別表94の項に規定する事務に関する手数料については、なお従前の例による。
- 3 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされた同条に規定する大麻草採取栽培者に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日前に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の通知を行った場合における改正前の別表503の2の項に規定する事務に関する手数料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 5 改正法附則第7条の規定による申請に係る手数料は、改正後の別表200の項の規定の例により徴収することができる。